

～ 令和7年4月から水道料金を改定します ～

習志野市営水道では、持続可能な水道事業の運営のため、水道料金の適正化を図ります。

(公社)日本水道協会の手引き等に基づき適正な水道料金を試算した結果、+41.2%改定する必要性がありました。しかし、激変緩和の観点から、2回に分けて改定することとし、令和7年4月に1回目の改定を実施します。

(2回目の改定は令和11年4月を予定しており、改定率については、改定時に改めて算出させていただきます。)

改定内容

標準的な家庭における水道料金(現行⇒改定後)

1回目 令和7年4月に全体の平均改定率+23.68%の改定
(例)1か月(20mmメーターを設置、19㎡使用した場合)

現行

改定後

2,521円 ⇒ 3,083円 (562円増)

※「水道料金表」については、裏面をご覧ください。

なぜ改定が必要なのか

水道法では「水道料金は健全な経営を確保できること」とされています。健全な経営とは、水道施設の維持管理や計画的な更新を行い、継続的に安定供給ができる経営状態のことです。「収益の見込み」や「建設改良費の推移」、「純損益の比較」を検討した結果、「健全な経営を確保」するためには料金改定が必要です。

水道料金収入の減少

水道水の販売量は、節水機器の普及や節水意識の浸透により減少傾向にある中、給水人口の減少に伴い令和6年度から減少が継続し、令和45年度の販売量は1,058万㎡(△104万5千㎡、△9%)となる見通しです。

水道料金収入は、販売量の減少に伴い減収が継続し、令和45年度は約15億円(△1億8千万円、△11%)となり、大きく減少する見通しです。

水道施設の老朽化・地震対策

水道水を安定供給するためには施設の更新や耐震化が必要です。

費用は令和6年度から令和15年度までの10年間で約145億円、令和45年度までの40年間で約695億円を見込んでいます。



埋設後40年経過した水道管

対象のお客様

習志野市営水道をご利用の方
(JR総武線以北で水道をご利用の方)
※ JR総武線以南は県営水道の給水区域です。

新料金適用のタイミング

新料金は令和7年4月1日から適用します。
検針時期により令和7年4月1日をまたぐ場合は、
新旧料金による日割り計算を行います。



【お問い合わせ】

業務部 公営企画課 TEL: 047-475-3323

料金改定について
詳しくはこちら→



水道料金表

水道料金＝基本料金＋従量料金

基本料金(1か月当たり)※消費税10%込み

メーター口径	現行	改定後
13mm	583円	715円
20mm	1,111円	1,375円
25mm	1,705円	2,332円
30mm	4,785円	6,600円
40mm	8,382円	11,550円
50mm	14,487円	20,350円
75mm	34,265円	48,400円
100mm	62,304円	90,200円
150mm以上	152,372円	221,100円

従量料金(1㎡につき)※消費税10%込み

使用量区分	現行	改定後
1㎡以上10㎡以下の分	44.0円	52円
10㎡を超え30㎡以下の分	107.8円	132円
30㎡を超え50㎡以下の分	161.7円	231円
50㎡を超え100㎡以下の分	215.6円	308円
100㎡を超え500㎡以下の分	271.7円	374円
500㎡を超え1,000㎡以下の分	326.7円	
1,000㎡を超える分	380.6円	

【お問い合わせ】

業務部 公営企画課 TEL：047-475-3323

料金改定について
詳しくはこちら→



わたしが支えるあしたの暮らし 習志野市企業局